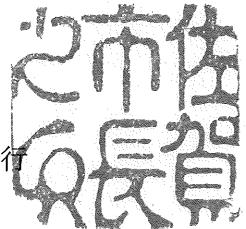


## 諮詢書

佐市管第228号  
平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1. 質問事項

監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

#### 2. 質問理由

佐賀市役所本庁舎では、警備業務を委託し、午前8時から翌朝8時までの警備員2名による常駐警備を行っている。夜間・休日の警備を強化する目的で、犯罪の抑止効果の期待できる監視カメラを警備会社の管理で設置している。

また、段差解消エレベーターは、エレベーター内事故の早期発見のために監視カメラの設置をしている。

#### 3. 所管課

管財課

#### 4. 設置時期

段差解消エレベーター内監視カメラ	平成15年3月1日
本庁舎内監視カメラ	平成21年5月1日

#### 5. 監視カメラの概要

##### (1) 設置場所

- 段差解消エレベーター内、本庁舎内に設置する。

(2) モニター及び記録装置

- ・モニターは本庁 1 階守衛室に置く。
- ・記録装置は専用のハードディスクとし、本庁 1 階守衛室に置く。

(3) 撮影する画像及び保存方法

- ・段差解消エレベーターに関しては、撮影データの保存は行わない。
- ・本庁舎内監視カメラは閉庁時間内のみに作動し、撮影データの保存は警備会社が管理する専用のハードディスクに 10 日間保存を行う。以降は新しいデータを上書きすることで、古いデータを完全消去している。
- ・防犯センサーが作動した直後の時間帯は画像記録を残すシステムとなっている。

(4) 掲示

- ・本庁舎入り口三箇所及び段差解消エレベーターかご内に、「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

(5) 鍵の管理

- ・記録された画像データを保存する記録媒体は守衛室に設置しており、24 時間必ず一名以上の警備員が待機している。

6. 記録データの取り扱い

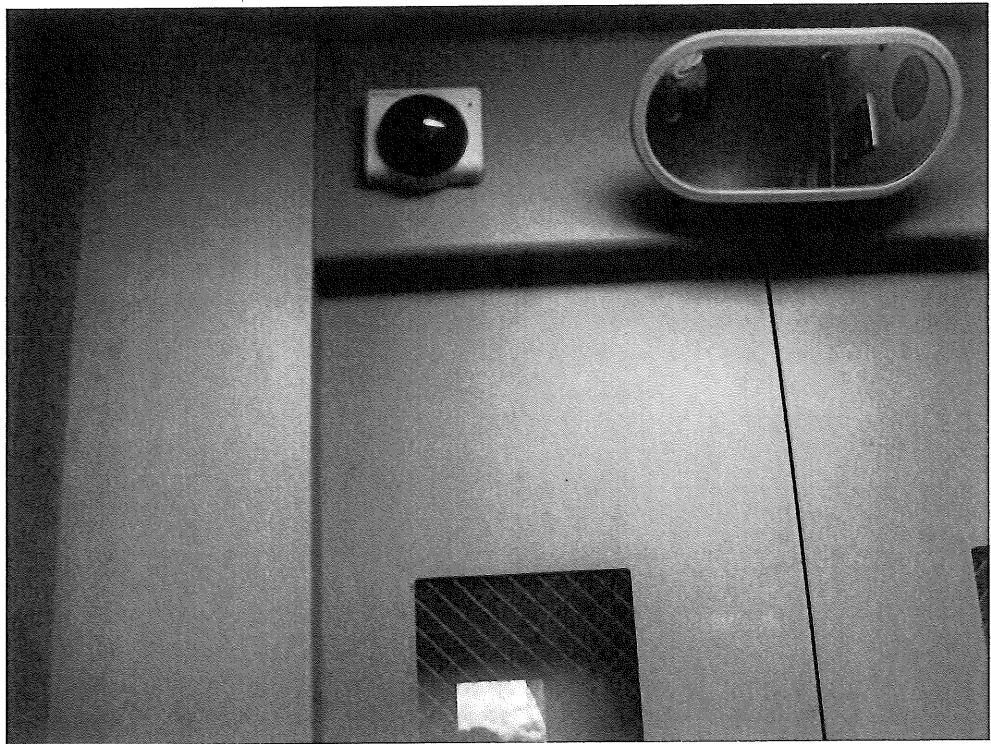
- ・記録データの取り扱いは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者である警備会社のみが行う。

7. 記録データの外部提供

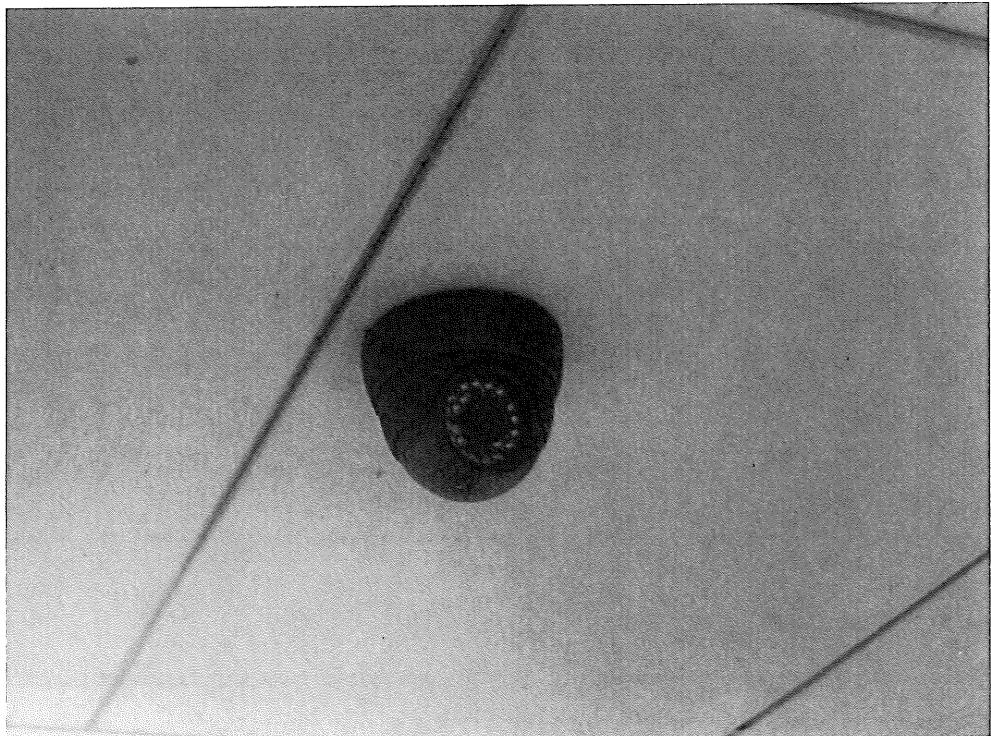
記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。



段差解消エレベーターかご内監視カメラ



地下南側通用口監視カメラ



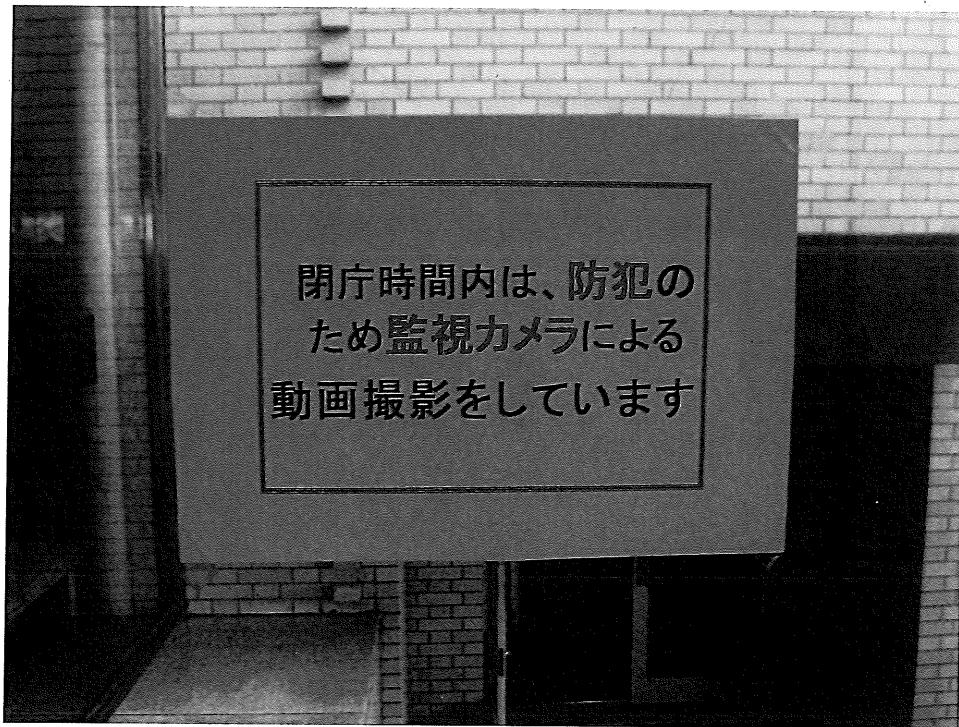
1階北側東出入り口監視カメラ



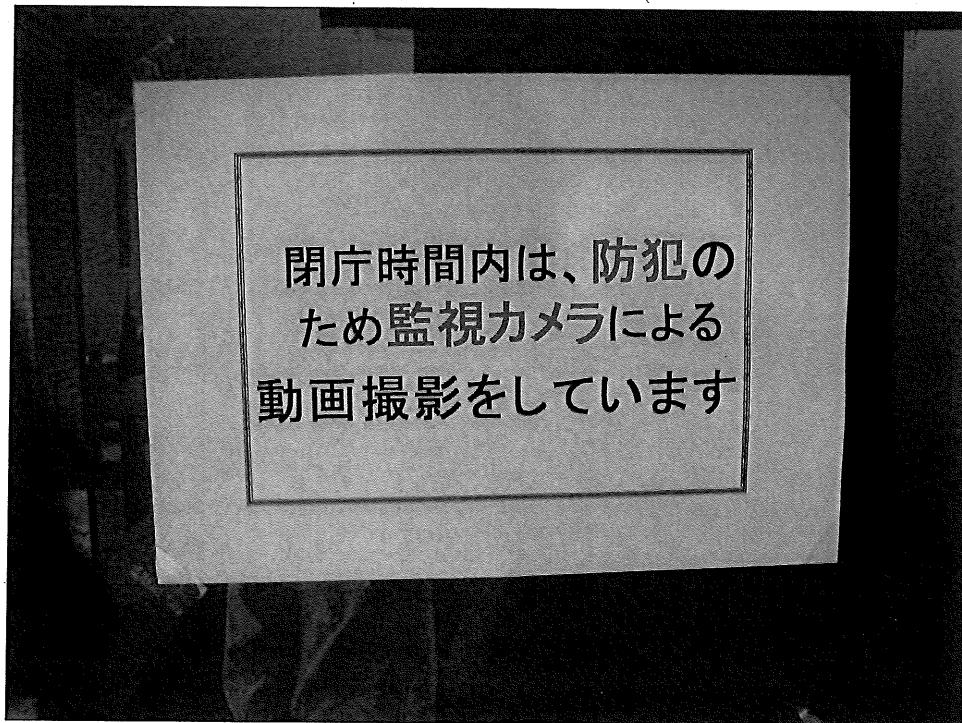
地下南側通用口、1階北側東出入り口監視カメラ撮影範囲



段差解消エレベーターかご内監視カメラ撮影範囲



西側玄関



南側玄関



東側玄関



段差解消エレベーター前

## 佐賀市役所本庁舎監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市役所本庁舎における防犯及び利用者の安全確保を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、佐賀市役所本庁舎段差解消エレベーターかご内及び庁舎管理上必要な場所に適宜設置する。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、管財課長とする。
- 3 取扱者は、警備業務を受託した警備会社が行う。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (画像データの取り扱い)

第4条 画像データは、佐賀市役所1階守衛室内に設置している録画装置に、24時間連続で10日間分記録する。

- 2 画像データは録画装置に10日間分保存し、以降は新しい画像データを上書き保存することで古いデータを完全消去する。
- 3 第2項における画像データの保存、録画装置の操作は管理者又は取扱者が行う。
- 4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

### (画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

### (委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附則

この基準は平成24年10月19日から実施する。